

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（人事課）

一 改正の理由

人事院規則の一部改正、令和六年能登半島地震への対応等を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等の業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改めるなど、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 手当の額の改定等

(一) 次のとおり災害応急作業等に従事する職員の手当の額の改定等を行った。

手当を支給する作業	現行	改正案
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う巡回監視	四八〇円	七一〇円
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う応急作業等	七三〇円	一、〇八〇円
噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づき居住者等が立退きを指示された地域又は同法に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等	(新設)	一、〇八〇円
豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整	(新設)	七一〇円
人事委員会が認める作業	八四〇円以内	一、〇八〇円以内

(二) (一)にかかわらず、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合の手当額は、一、〇八〇円とした。

2 災害応急作業等に従事する職員の手当の額の加算措置の新設等

支給対象作業が、日没時から日出時まで又は深夜において行われた場合、著しく危険であると人事委員会が認める場合及び人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合の加算措置を次のとおり設けた。

区 分	加 算 率

日没時から日出時まで又は深夜において行われた場合	一〇〇分の五〇
著しく危険であると人事委員会が認める場合	一〇〇分の一〇〇
人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合	一〇〇分の一〇〇

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日等

令和六年七月八日。ただし、改正後の規定は、令和六年能登半島地震による災害に関する、改正前の規定における支給対象作業に従事した職員についても適用する。

★ 広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）（財政課）

一 改正の要旨

大麻取締法の一部改正に伴う用語及び引用条項等の整理など、次の表に掲げる条例の改正を行った。

条 例	改 正 内 容
広島県手数料条例	大麻取締法の一部改正に伴う用語及び引用条項等の整理
広島県港湾施設管理条例	広島港ベイサイドビーチ坂・親水公園緑地の駐車料の徴収時間の改正

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 2 (二)（経過措置） 令和六年七月八日
- (二) 広島県港湾施設管理条例の改正 令和六年九月一日
- (三) (一)及び(二)以外の改正 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第一条本文に規定する政令で定める日

2 経過措置

- (一) 施行の際現に大麻取扱者の免許を受けている者のための必要な経過措置を設けた。
- (二) 大麻草採取栽培者の免許の申請のための必要な経過措置を設けた。

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、法人の事業税、軽油引取税等に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

令和六年中に認定住宅等を居住の用に供した場合の住宅借入金等特別税額控除について、借入限度額の上乗せが行われた場合においても税額控除の対象とする等の措置を講じた。

2 法人の事業税

(一) 所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が一億円以下のものうち、前事業年度の事業税について第四十七条第一項第一号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払込資本の額が十億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とする等の措置を講じた。

(二) 所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とした。

(1) 特定法人（払込資本の額が五十億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

(三) 法人の事業税の納税義務者等の特例に関する規定について、必要な整理を行った。

3 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）

に供する船舶を当該措置の対象から除外する等の措置を講じた。

4 その他

引用条項など必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 令和七年一月一日
- 2 一2(一)及び一3の改正 令和七年四月一日

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（税務課）

一 改正の理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、課税免除等に係る地方税の減収補てん措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税、不動産取得税及び固定資産税の特例措置を延長した。

二 改正の内容

1 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正

(一) 東京都の特別区の区域に存する特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）における事業税及び不動産取得税の課税免除について、令和八年三月三十一日までに移転型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から三年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

(二) 内閣府令で定める要件を満たす地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業（移転型事業を除く。以下「拡充型事業」という。）における不動産取得税の不均一課税について、令和八年三月三十一日までに拡充型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から三年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

(一) 過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において特別償却設備の取得等をした場合における事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除について、令和九年三月三十一日までに特別償却設備の取得等をした者について適用することとした。

(二) 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下である場合（以下「適用要件」という。）における事業税の課税免除について、令和九年三月三十一日までに適用要件に該当する事業を行った者について適用することとした。

三 施行期日等

令和六年七月八日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

広島県西部県税事務所を耐震性のある施設に移転させることに伴い、位置の表示を改めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年十月十五日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
大麻取締法に基づく事務のうち、大麻取扱者の免許に係る受付等		広島市、呉市及び福山市

- 2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十

四号）附則第一条本文に規定する政令で定める日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十六号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、保育所及び認定こども園における職員配置基準について、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	保育所における職員配置基準の見直し
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置基準の見直し
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園における職員配置基準の見直し

二 施行期日等

1 施行期日

令和六年七月八日

2 経過措置

保育所及び認定こども園における職員配置状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるため、当分の間、この条例による改正前の規定が、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する経過措置を設けた。

★ 広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例（条例第二十七号）（財政課）

一 廃止の要旨

新型コロナウイルス感染症に係る寄附金を新型コロナウイルス感染症対策に資する事業の実施に必要な経費の財源に充てるために設置された広島県新型コロナウイルス感染症対策基金について、寄附金の受付が終了し、令和五年度中に全額を活用したことに伴い、当該基金を廃止するため、広島県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止した。

二 施行期日

令和六年七月八日